

# 環境省 追加説明資料 国としての考え方のポイント①

(中間貯蔵施設等に係る対応について 平成26年8月8日 環境省・復興庁)

別紙

## ○法制化・最終処分等について

### (1)最終処分

・現時点での県外最終処分に向けた考え方をとりまとめ。今後更に、国内外の情報を幅広く収集するとともに、国民理解の醸成を図り、県外での最終処分を確実に実施。

### (2)法制化等

- ・有害物質の処分等実績を持つ日本環境安全事業株式会社(JESCO)の知見と経験を活かすため、JESCO法に中間貯蔵施設に係る国の責務を明確に位置づけた上で、その中核として、「中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」旨を一体的に規定。
- ・施設の受入判断と併せて法案の内容を確定させ、国会の状況を踏まえ、速やかに法案を閣議決定し、提出。
- ・中間貯蔵施設の敷地内に環境省の現地事務所を設置。
- ・施設への除去土壌等の搬入は、この法律の施行後に開始。
- ・国と県・町との間で中間貯蔵施設の整備・稼働に係る協定を締結。

## ○中間貯蔵施設の用地の取扱い等について

- ・先祖伝来のかけがえのない土地を手放したくないという思いや、最終処分場にしてしまうのではないかとの御懸念に応えるべく、中間貯蔵施設の用地については、「買取り」に加えて、土地の所有権をそのまま残すことができる「地上権」も選択肢とし、両者から選べるようにする。
- ・大熊町及び双葉町の住民の皆様が、両町内に転居することを希望される場合には、転居希望先が帰還困難区域等に指定されている間、現在の住民票はそのままにしておけるものとして取り扱う。

## ○用地補償額について

- ・公共用地の損失補償の基本的ルールの下で、でき得る限り、最大限の補償を行う。

## ○町の将来像について

- ・復興庁として両町の復興に向けた基本的な考え(方向性)を作成し、町とともに復興の具体化を進める。さらに、福島県及び市町村等と連携して、避難地域の復興の姿、すなわち中長期・広域の視点に立った避難地域の将来像の検討を行う。

# 環境省 追加説明資料 国としての考え方のポイント②

## (中間貯蔵施設等に係る対応について 平成26年8月8日 環境省・復興庁)

### ○生活再建策・地域振興策について

- ・極めて自由度の高い中間貯蔵施設等に係る交付金等を活用することにより、中間貯蔵施設の整備等による影響を緩和するため、中間貯蔵施設候補地の敷地内外の方々が生活再建を進めていくとともに、大熊・双葉両町を始めとする地域や県が主体的にしっかりと地域振興に取り組むことができるよう必要な措置を講ずるための基盤を整える。
- ・具体的には、賠償や用地補償、既存の復興事業等とも相まって、中間貯蔵施設の整備等や福島第一原子力発電所の廃炉等による影響等に対応し、原子力災害からの福島の復興と地域の自立を確かなものとするため、国として、以下に掲げる内容により、総額3010億円の新規かつ追加的な財政措置を講じる。

#### (1)中間貯蔵施設等に係る交付金(仮称)

- ・中間貯蔵施設の整備等に伴う影響を緩和するために必要な幅広い事業を実施するため、極めて自由度の高い交付金を創設。当該交付金は大熊町及び双葉町並びに福島県及び両町以外の県下の市町村を対象とし、その規模は全体で1500億円とし、内訳については今後、県や両町との協議の上、決定。

#### (2)原子力災害からの福島復興交付金(仮称)

- ・中間貯蔵施設の整備等による影響も含め、原発事故による影響を強く受けた被災地域の復興や風評被害対策をはじめとした福島県全域の復興を効果的に進めるための事業等に広範に利用できる交付金(1000億円)を新たに創設。

#### (3)福島第一原子力発電所に係る電源立地地域対策交付金

- ・福島第一原子力発電所に係る電源立地地域対策交付金については、同原子力発電所の事故による廃炉という特殊事情に鑑み、現行の同原子力発電所に係る特例措置(毎年67億円)を増額(+17億円)し、30年間継続して交付(総額で510億円の増額)。